

# 飯豊町建築物耐震改修促進計画

## 【第二次】

令和3年 3月

飯 豊 町

## 目 次

1.	目 的	3
2.	計画の位置づけ	3
(1)	計画の位置づけ	3
(2)	計画期間	3
3.	住宅・建築物の耐震化等の実施に関する目標	3
(1)	想定される地震の規模及び被害状況	3
(2)	耐震化の現状	5
(3)	耐震化率の目標	7
(4)	一般木造住宅の耐震化	7
(5)	公共建築物の耐震化	8
4.	住宅・建築物の耐震化等の促進を図るための施策	9
(1)	耐震化等の促進に向けた支援策	9
(2)	耐震化等実施への環境整備	9
(3)	地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策	9
(4)	避難路沿道建築物の状況把握	10
(5)	その他の促進策	10
5.	住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	10
(1)	地震ハザードマップの活用	10
(2)	相談体制の整備・情報提供の充実	10
(3)	広報、講習会、啓発活動の実施	11
(4)	自治会等との連携	11
6.	法に基づく指導等	11
(1)	耐震改修促進法による指導、助言等の実施	11
(2)	建築基準法による勧告、命令等の実施	11

参考資料・・・公共建築物一覧

## 1. 目的

「飯豊町建築物耐震改修促進計画」(以下「促進計画」という。)は、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、町民の生命や財産を保護するために、県、町及び関係団体が連携して耐震診断・改修等を促進することを目的とする。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 計画の位置づけ

本促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第6条に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものであり、「山形県建築物耐震改修促進計画」及び「飯豊町地域防災計画」との整合性を図るものとする。

### (2) 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

## 3. 住宅・建築物の耐震化等の実施に関する目標

### (1) 想定される地震の規模及び被害状況

県内には、主要な4断層帯があり、平成14年から政府の地震調査委員会による長期評価が公表されている。特に山形盆地断層帯、長井盆地西縁断層帯、庄内平野東縁断層帯の長期評価においては、想定される地震のマグニチュードがそれぞれ7.8、7.7、7.5程度と示され、阪神・淡路大震災を上回ると見込まれている。

また、今後30年以内に地震が発生する確率は、山形盆地断層帯(北部)が0.003～8%、新庄盆地断層帯(東部)が5%以下、庄内平野東縁断層帯(南部)がほぼ0～6%と、全国の主な活断層の中では発生確率が高いグループに属する。

(表一) 想定地震の長期評価

区分	震源		地震の規模	位置	長さ	30年以内発生確率
内陸	山形盆地断層帯	全体	M7.8程度	大石田町～上山市	約60km	
		北部	M7.3程度	大石田町～寒河江市	約29km	0.003～8%
		南部	M7.3程度	寒河江市～上山市	約31km	1%
	長井盆地西縁断層帯		<b>M7.7程度</b>	<b>朝日町～米沢市</b>	<b>約51km</b>	<b>0.02%以下</b>
	庄内平野東縁断層帯	全体	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	
		北部	M7.1程度	遊佐町～庄内町	約24km	ほぼ0%
		南部	M6.9程度	庄内町～旧藤島町	約17km	ほぼ0～6%
	新庄盆地断層帯	東部	M7.1程度	新庄市～舟形町	約22km	5%以下
		西部	M6.9程度	鮭川村～大蔵村	約17km	0.6%
海溝型	日本海東縁部（山形県沖）		M7.7前後	山形県沖	北側50km 南側70km	ほぼ0%

出典：地震調査研究推進本部による長期評価、発生確率の算定基準日：令和3年1月1日

被害想定が最大で広範囲にわたる山形盆地断層帯を震源域とする地震では、県内全域で被害が予想されており、全壊・半壊する建物約89,000棟、死者約2,000名、負傷者約22,000人、建物被害による避難者約95,000人と見込まれている。

平成7年の阪神淡路大震災を教訓とするため、その発生日時と同じ冬季の早朝にこの「長井盆地西縁断層帯」を震源とする最大規模の地震が発生した場合、震源に近い置賜、村山地域では震度6強以上、震源から離れた最上、庄内地域の一部においても震度6弱の地震が発生し、震度5強以上の地域は県内の広範囲に想定されている。冬季の早朝は在宅者が多く、また積雪により家屋の倒壊被害が拡大する事が予想され、置賜地域では死者904人、負傷者8,068人、そして住宅等の建築物の全壊13,138棟、半壊23,742棟との被害が予測されている。

飯豊町はこの「長井盆地西縁断層帯」上に位置しており、上記の想定に基づいた場合、死者50人、負傷者631人、建物の全壊834棟、半壊1,269棟とのこれまでに例を見ない甚大な被害を受けると想定され、建物の全半壊率については置賜地域で一番高い数値となっている。

(表一 2) 長井西縁断層帯発生地震による被害想定結果

	山形県全域 (冬季早朝)	山形県全域 (冬季夕方)	山形県全域 (夏季昼間)	飯 豊 町 (冬季早朝)
建物全壊 (棟)	22,475 ( 4.2%)	22,475 ( 4.2%)	20,216 ( 3.8%)	834 (16.6%)
建物半壊 (棟)	50,926 ( 9.6%)	50,926 ( 9.6%)	46,022 ( 8.7%)	1,269 (25.2%)
死 者 (人)	1,706 ( 0.1%)	1,009 ( 0.1%)	755 ( 0.1%)	50 ( 0.5%)
負 傷 者 (人)	16,405 ( 1.3%)	11,324 ( 0.9%)	9,286 ( 0.7%)	631 ( 6.9%)
避 難 者 (人)	78,849 ( 6.3%)	72,488 ( 5.8%)	72,488 ( 5.8%)	1,145 (12.4%)

※ 飯豊町地域防災計画資料による

## (2) 耐震化の現状

昭和25年に建築基準法が制定されて以来、昭和34年、昭和56年、そして平成12年と3回に渡って耐震基準が強化されてきた。

特に昭和56年の改正では「新耐震設計基準」が制定され、それが基となり現在に至っている。

- ① 町内の家屋種別を調査してみると、住居・宿泊施設として使用されている家屋は2,359棟存在し、その内2,321棟が木造住宅であり、98.4%と非常に高い比率を占めている。さらにその34.1%にあたる804棟が昭和56年6月1日の法改正以前(以下、昭和56年以前とする)に建築された建物であることから、新耐震設計基準に適合しておらず耐震性に疑問があると考えられ、特に木造住宅の耐震化が喫緊の課題となっている。(表一3)

また、県が簡易診断により実施した耐震実態調査及び無料耐震診断等の結果に基づく、昭和56年以前に建築された住宅の約70%が耐震性に問題があると推察されるとあることから、上記の804棟のうち583棟が被害を受ける可能性が高いと想定される。

非木造住宅については、耐震診断を行うと耐震性に問題があると考えられる国の推定値は約24%であることから、非木造住宅4棟のうち、1棟は被害を受ける可能性が高いと想定される。

以上より、合計584棟が耐震改修の必要な建築物数と想定される。

- ② 公共建築物の現状としては、防災活動の拠点となる施設も含めた69棟の主要な施設のうち、昭和56年以前に建築された施設6棟のうち、施設1棟については平成25年度に耐震診断を実施し、耐震性はなしと診断されるものの地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性は低いと評価された。その他施設5棟については耐震診断未実施であり、建築年次から推定される耐震化率は90%となっている。

(表一三) 飯豊町の建築年代別住宅数 (棟)

空き家を含む

建築年次	棟数計	木造	非木造	備考
～昭和25年※1	208	207	1	木造 833棟
昭和26年～昭和34年	19	19	0	非木造 4棟
昭和35年～昭和46年	113	113	0	
昭和47年～昭和56年	464	462	2	計 837棟
昭和57年～平成12年	1,031	1,010	21	木造 1,540棟
平成13年～平成20年	288	282	6	非木造 36棟
平成21年～	236	228	8	計 1,576棟
住宅棟数合計	2,359 (100.0%)	2,321 (98.4%)	38 (1.6%)	

令和2年1月1日現在 (税務会計課資料により集計)

※1 建設年次不明の建築物を含む

(表一四) 飯豊町の住宅耐震化率の推定

住宅総数 2,359棟 (100.0%)	昭和57年以降建築 1,555棟 (65.3%)	木造 1,520棟 非木造 35棟	耐震性を満たす 1,797棟 (76.2%)
	昭和56年以前建築 804棟 (34.1%)	木造 240棟 (30%) 非木造 2棟 (66.7%)	
			木造 561棟 (70%) 非木造 1棟 (33.3%)

(表一五) 公共建築物の耐震化の状況

施設区分	全棟数	S56法改正以前		S56法改正以降		耐震化率 (S56以降)
		木造	非木造	木造	非木造	
庁舎等	3	0	1	1	1	66.6%
小中学校	12		3		9	75.0%
公民館等	6			3	3	100.0%
医療施設	2			1	1	100.0%

福祉施設	11			5	6	100.0%
町営住宅	16		1	13	2	93.8%
その他施設	19		1	9	9	94.7%
合計	69	0	6	32	31	91.3%

### (3) 耐震化率の目標

本町における住宅・建築物の耐震化は、想定されている「長井盆地西縁断層帯」を震源とする大規模地震発生時に、特に全壊・半壊等の大規模な被害が想定される木造の民間住宅について、耐震診断及びそれに基づく耐震改修は地震被害の減災対策として極めて重要であり、非木造も含めた全住宅の耐震化率を国の基本方針及び県の促進計画による95%を目標とする。

本町における令和2年度末の住宅の耐震化率は、新耐震基準により昭和57年以降に建築された住宅数による推計で64.3%、昭和56年以前に建築された住宅のうち耐震性を持つと推定される棟数を合わせると75.1%と推察出来るが、さらに耐震化を推進するために今後、下記内容で事業の展開を図っていききたい。

また、町が管理する公共施設については災害時の避難場所にも指定されていることから、早急な耐震診断及び必要な耐震改修を実施し、防災活動拠点施設として機能するよう「安全・安心なまちづくり」を目指す。

#### 一般住宅の耐震化目標

令和2年度 推定耐震化率	→	令和12年度 目標耐震化率
76.2%		95.0%

#### 公共施設の耐震化目標

令和2年度 推定耐震化率	→	令和12年 目標耐震化率
91.3%		100.0%

### (4) 一般木造住宅の耐震化

令和12年度までの耐震化目標を達成するために、昭和56年以前に建築された一般住宅（木造、非木造とも）804棟の耐震診断を推進し、耐震改修が必要と判断された建築物の所有者に対し、耐震改修の実施を促して行く。

推定値により、耐震性に問題があるとの判断がなされる住宅数は562棟と想定されるが、令和12年度における耐震化率の目標値95.0%は、その内およそ79%にあたる約444棟の耐震化により達成される。

本町における近年の住宅の新改築着工件数は年間15棟程度で推移していることか

ら、令和12年度までに改築されるであろう住宅数を考慮してもおよそ294棟、計画期間中、年間30棟程度を目標に耐震改修に取り組まなければならない。

(表一六) 耐震化に取り組む戸数

町内住宅総数	令和2年度 (耐震化率推定)	令和12年度 (耐震化率目標)	差引戸数	改築見込戸数	耐震改修戸数
2,357棟	①	②	③=②-①	④	⑤=③-④
うち 耐震性あり	1,797棟 (76.2%)	2,241棟 <b>(95%)</b>	444棟	150棟 =15棟×10年 (R3~R12)	294棟
うち 耐震性なし	562棟 (23.8%)	118棟 <b>(5%)</b>			

### (5) 公共建築物の耐震化

町有公共施設については、防災活動の拠点となる等防災上重要な施設でもあることから、平常時においても住民が安心して利用出来るよう次年度以降早急に耐震診断を進め、その結果に基づき改修等の方向性を決定しながら、令和12年度には耐震化率100%としたい。

#### ① 学校関係

全ての小中学校については、風水害、震災等発生時の緊急避難所に指定されている。

#### ② その他の施設

早急に該当する全ての公共施設の耐震化優先度調査を実施し、その結果に基づき順次耐震診断を行い、令和12年度までに全ての施設について耐震改修等を実施し、耐震化率100%を目指す。

(表一七) 耐震化に取り組む施設数

公共施設総数	令和2年度 (耐震化率推定)	令和12年度 (耐震化率目標)	差引棟数	改築・解体 予定棟数	耐震改修棟数
69棟	①	②	③=②-①	④	⑤=③-④
うち 耐震性あり	63棟 (91.3%)	69棟 <b>(100%)</b>	6棟	1棟 (瑞穂寮)	<b>5棟</b>
うち 耐震性なし	6棟 (8.7%)	0棟 <b>(0%)</b>			



## 4. 住宅・建築物の耐震化等の促進を図るための施策

### (1) 耐震化等の促進に向けた支援策

町は、住宅・建築物耐震化の促進を図るため、耐震改修に向けた支援策を講じるとともに、県と協力・連携して耐震診断を実施し、耐震改修へ誘導するなど円滑な耐震化事業の促進に努める。

また、耐震診断及び耐震改修に係る国等の支援制度や税制度の活用が図られるよう、所有者等への周知に努める。

### (2) 耐震化等実施への環境整備

町民が安心して耐震化等の工事を行えるよう山形県が行う建築士を対象とした診断や改修設計技術の講習、及び改修事業者に対して講習会への参加について事業者への働きかけを行い、技術の向上を図るとともに、受講者の名簿を診断士登録や技術者紹介に活用できるようにする。

### (3) 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策

建築物の耐震化等と合わせて以下の取組みを推進する。

#### ① 住宅の改修に関する事業

改修の経済的負担を軽減する支援策として、住宅リフォーム 総合支援事業及び山形の家づくり利子補給制度を積極的に活用し、耐震建替えの促進を図る。

#### ② 耐震診断及び改修に向けた啓発事業

a 県が作成した啓発用パンフレット・ポスターを活用し、啓発に努める。

b 県と連携した耐震診断士養成講習会、耐震改修講習会等を開催する。

c 新耐震基準以前に建築された木造戸建住宅について、木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修事業により耐震化の促進を図る。

#### ③ ブロック塀等の安全確保に関する事業

ブロック塀等の安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）を下記の避難路沿線等において実施し、地震発生時等におけるブロック塀等の倒壊による人身事故を未然に防止する。

a 飯豊町教育委員会が指定する通学路

b 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）に基づく指定雪寒道路国道

#### ③ 家具等の転倒防止

地震時における家具の転倒は人的被害に大きく関係することから、転倒防止策についてパンフレット等を活用して住民に対策事例を紹介し、比較的簡単に出来る地震対策について啓発・普及を図る。

#### (4) 避難路沿道建築物の状況把握

地震時において、住宅・建築物の倒壊が緊急車両の通行や県民の避難の妨げにならないよう、下記の道路に関して、沿道の状況を把握する。

①緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）に記載された緊急輸送道路（1次、2次）

②避難所に通ずる避難道路

町が地域防災計画において指定する地域の避難所に通ずる避難道路

#### (5) その他の促進策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため、土砂災害等危険住宅移転事業を活用し、地震被害を軽減する。

##### ○土砂災害等危険住宅移転事業

国が定めるがけ地近接等危険住宅移転事業の補助金交付決定を受けた事業の内、山形県知事が指定した「土砂災害特別警戒区域」に現存する危険住宅を除却する事業。除却費用の一部を補助し、新規住宅のための土地購入費と建築費のローンへ利子補給するもの。

## 5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発等

### (1) 地震ハザードマップの活用

住宅・建築物の耐震化促進のためには、その地域に発生のおそれのある地震や地震による被害等の可能性を町民に伝えることにより耐震化への意識を啓発することが重要である。

このことから県が作成した県内4断層帯被害想定資料を活用し、地震ハザードマップを作成し公表するとともに、必要に応じて更新し地震による危険性の周知に努める。

### (2) 相談体制の整備・情報提供の充実

住宅・建築物の所有者等が耐震化について相談出来る窓口を設置し、技術的な事項等必要に応じて山形県及び専門機関の相談窓口を紹介する等、情報の提供に努める。

### (3) 広報、講習会、啓発活動の実施

- ① 国・県の地震対策パンフレットを活用する外に町独自の資料を作成し、町民への啓発・普及を図っていくほか、住宅のリフォーム工事に合わせて耐震改修を一緒に行えるよう、建築関係団体から活用していただく。
- ② 町広報やホームページに掲載し、耐震化等に係る支援事業や融資制度の活用等の啓発を行う。
- ③ 山形県が建築関係団体等と協力して開催する住宅・建築物の耐震診断士を養成する講習会、及び耐震改修の工法や事例紹介等技術者向けの講習会を広く周知し、町内業者の育成に努める。

### (4) 自治会等との連携

自主防災組織は、町と協力し「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに活動を行っており、組織のリーダー等を対象とした研修会、講習会、広く住民を対象とした防災訓練等を開催し、積極的な組織の育成強化を図るとともに、災害発生時の対策（避難場所、避難経路の確認等）を周知しながら、危険工作物の除去及び建築物の耐震診断、耐震改修の取組みについて協力要請を行う。

また、各小中学校の総合的な学習時間及び学校行事等の教育活動全体を通じ、同様の周知を行い、防災知識の普及・啓発を図る。

## 6. 法に基づく指導等

### (1) 耐震改修促進法による指導、助言等の実施

所管行政庁は、耐震改修促進法第 15 条第 1 項及び第 16 条により、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、所有者等に対して指導及び助言を行う。

### (2) 建築基準法による勧告、命令等の実施

所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者が耐震改修促進法に基づく指導・助言及び指示等に従わずに必要な対策をとらなかった際に、構造上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認めた場合、建築基準法第 10 条の規定に基づく勧告、命令を行う。

## 資 料

### 公共建築物（防災活動の拠点となる施設）一覧

施設区分	建築年	施設の名称	棟数	基本構造	備考
庁舎等	S54	役場庁舎	1	RC・3階（B1階）2,954m <sup>2</sup>	対策本部
	H2	町民総合センター あ～す	1	RC・2階・2,115m <sup>2</sup>	対策本部 指定避難所
		こどもみらい館	1	W・平屋・800m <sup>2</sup>	医療救護所
	H28	西置賜行政組合消防署飯豊分署	1	S・2階・525m <sup>2</sup>	
小中学校	H28	第一小学校	1	RC・2階・6,117 m <sup>2</sup>	指定避難所
	S61	第二小学校	2	SRC・平屋・328m <sup>2</sup> 871m <sup>2</sup> (屋体)	指定避難所
	H17		1	RC/W/S・2階・2,829m <sup>2</sup>	
	S57	添川小学校	2	RC・2階・2,303m <sup>2</sup> 988m <sup>2</sup> (屋体)	指定避難所
	S52	手ノ子小学校	1	RC・2階・2,306m <sup>2</sup>	指定避難所
	S56		1	708m <sup>2</sup> (屋体)	
	H3	飯豊中学校 町民スポーツセンター	2	RC・3階・5,105m <sup>2</sup> SRC・3階・4,186m <sup>2</sup>	指定避難所
公民館等	H16	中部地区公民館 (農村活性化センター)	1	W・平屋・769m <sup>2</sup>	指定避難所 医療救護所 炊出し場所
	S58	白樺地区公民館 (多目的集会施設)	2	RC・平屋・348m <sup>2</sup> S・平屋・648m <sup>2</sup> (屋体)	指定避難所 医療救護所 炊出し場所
	H3	東部地区公民館	1	W・平屋・613m <sup>2</sup>	指定避難所 医療救護所 炊出し場所
	H10	西部地区公民館 (農村活性化センター)	1	W・S・平屋・499m <sup>2</sup>	指定避難所 医療救護所 炊出し場所
	S62	中津川地区公民館 (基幹集落センター)	1	RC・平屋・472m <sup>2</sup>	指定避難所 医療救護所

					炊き出し場所
医療施設	H17	国民健康保険診療所	1	S・平屋・420m2	医療救護機関
	H3	附属中津川診療所	1	W・2階・329m2	医療救護機関
福祉施設	S60	わくわくこども園（乳児部）	1	S・平屋・439m2	指定避難所 炊き出し場所
	H5	わくわくこども園（幼児部）	1	S・平屋・590m2	指定避難所 炊き出し場所
	H12	つばき保育園 つばき保育園乳児棟	2	W・平屋・815m2 321m2	指定避難所 炊き出し場所
	H10	添川児童センター	1	W・平屋・474m2	指定避難所
	H2	手ノ子幼稚園	1	W・平屋・454m2	指定避難所
	H14	高齢者介護予防センター	1	W・平屋・340m2	指定避難所
	H17	健康福祉センター 介護老人保健施設美の里	1	S・平屋・3,746m2	炊き出し場所
	H3	特別養護老人ホーム ひめさゆり荘	1	RC・平屋・3,727m2	炊き出し場所
	H6	特別養護老人ホーム ひめさゆり荘2号館	1	S・平屋・613m2	
	H12	福祉の里めざみ	1	S・平屋・2,007m2	炊き出し場所
町営住宅	H15	中ノ目団地	5	W・平屋・149m2*3 120m2*2	
	H2	才津堂団地	3	W・平屋・73m2*3	
	H3	手ノ子団地	3	W・平屋・74m2*3	
	H6	いいでハイツ	2	RC・5階 1,867m2・1,858m2	
	S56	瑞穂寮	1	W・S・2階・360m2	
	H4	医師住宅	1	W・2階・135m2	
	H5		1	W・2階・135m2	
その他	H13	学校給食共同調理場	1	S・2階・498m2	炊き出し場所
	S57	自然環境活用センター	1	S・3階・1,513m2	宿泊施設
	H5	（白川荘）	1	S・2階・348m2	
	H2	緑地等利用施設	2	W・S・平屋・189+977m2	宿泊施設
	H9	（しらすぎ荘）	1	W・2階・671m2	
	H15		1	RC・W・S・平屋・860m2	
	H9	総合交流促進施設	2	S・2階・1,335m2	宿泊施設

	(ホテルフォレスト)		+582m2	
H9	木湖里館	8	W・平屋・257m2*2 378m2*6	宿泊施設
H9	めざみの里観光物産館	1	RC・2階・2,564m2	道の駅
S53	旧・中津川小中学校	2	RC・2階・1,277m2 637m2(屋体)	指定避難所
H8		1	S・1,506m2	